福岡県産業教育振興会会則

（名称）

第１条　本会は福岡県産業教育振興会と称し、事務局を理事長所属の学校におく。

（目的）

第２条　本会は産業教育振興の中央機関と連携し、県内産業及び教育関係者の協力により産業教育の振興を図ることを目的とする。

（事業）

第３条　本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

(1)　産業界と教育界との連携
(2)　産業教育振興中央機関との連携
(3)　産業教育に関し、公務機関の諮問に対する答申、または意見書の提出
(4)　産業教育関連機関相互の連携
(5)　産業教育に関する研究調査
(6)　産業教育振興に関する研究会、講演会、展覧会の開催
(7)　産業教育関係職員生徒の研修の助成奨励及び表彰
(8)　産業教育関係生徒の職業の指導斡旋
(9)　その他産業教育振興に関し必要な諸般の事項

（組織）

第４条　本会は産業教育関係学校、教育行政関係者、事業団体、産業人及び有志者をもって組織する。

（会員）

第５条　本会会員を分けて、名誉会員、団体会員（企業、学校、ＰＴＡ、同窓会、後援会）、個人会員（一般、終身）の三種とする。

名誉会員は本会に功労ある者又は学識経験ある者より、理事会の議決によりこれを推薦する。
団体会員は年額５千円以上を負担するものとする。但し学校会員の会費は別途定めるものとする。
個人会員は年額１千円以上を負担するものとする。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

(1) 会　長　１名　(2) 副会長　２名　(3) 理事長　１名　(4) 副理事長　１名
(5) 理事（別途定める）(6) 監　事　３名（産業人１名、私学１名、前理事長１名）
(7)顧問をおくことができる。

（役員選任）

第７条　会長、副会長１名は理事会において推薦する。
理事長及び副理事長は理事会において推薦する。
理事の選出は別に定めるところによる。
監事は理事会の推薦により選任する。

（役員の任期）

第８条　役員の任期は１カ年とする。但し再選を妨げない。役員は任期満了後といえども後任者の就任するまではその職務を行うものとする。補欠により就任した者の任期は、前任者の残存期間とする。

（役員の任務）

第９条　会長は本会を代表し会務を総括し、かねて会議の議長となる。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
理事長は会長の意を受けて会務を統括する。
副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはこれを代行する。
理事は会長の意を受けて会務を決議する。
監事は会務を監督する。

（事務局）

第10条　事務局は次の職員をおく。

(1) 事務局長　１名　(2) 事務局員　若干名　(3) 会計　若干名
職員は会長これを任命する。
職員は会長の命を受け会務に従事する。

（会議）
第11条　本会の会議は総会、理事会とする。
　総会は毎年１回会長これを招集し、会務の報告及び決算の承認並びに会則の変更、年度の行事及び予算を審議決定する。但し、必要ある場合は、臨時に開催することができる。
　理事会は必要に応じ会長これを招集し、会務を合議処理する。
第12条　会議の会員の過半数を以て成立し、会議の議事は出席者の過半数を以てこれを決し、可否同数なるときは議長の決するところによる。
（各部）
第13条　本会の事業を遂行するために次の各部を設ける。
　農業部 工業部 商業部 水産部 家庭部 看護部 福祉部　総合学科部　その他
　各部に理事会の推薦により、部長１名、幹事若干名をおき、会長これを委嘱する。
（特別委員会）
第14条　本会は産業教育に関する特殊の問題を研究調査するため、特別委員会を設けることができる。
　特別委員会は理事会の推薦により、委員長１名、委員若干名をおき会長これを委嘱する。
（会計）
第15条　本会の経費は会費、補助金、寄附金及びその他の収入を以てこれを支弁する。
第16条　本会の会計年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。
　本会の出納責任者は、事務局高等学校の事務長を以てこれにあてる。その他会計に関する事務手続きについては、別添「任意団体における適正な会計処理の確保のための「会計管理マニュアル」（平成２２年６月）」に従って処理するものとする。
（改正）
第17条　本会会則の改廃は理事会の審議を得て総会でこれを決する。

細 則

(1)　理事は、産業人若干名、私学振興課長、高校教育課長、施設課長、高校教育課指導主事、福岡市教育委員会指導主事、産業教育関係高等学校長会会長、各研究部会長、私学協会代表とする。
(2) 個人会員のうち10年以上の会員は顧問とする。顧問から会費は徴収しない。
(3) 個人会員に加入する際、終身会費として10年分を前納することができる。

付 記

(1)　本会会則は昭和24年9月7日よりこれを実施
　昭和47年総会において一部改正。
　昭和60年総会において一部改正。
　平成13年総会において一部改正。
　平成14年総会において一部改正。
　平成15年総会において一部改正。
　平成17年総会において一部改正。
　平成25年総会において一部改正。
　平成27年総会において一部改正。
　令和元年総会において一部改正。
(2)　本会会則施行上必要になる細則は、会長これを定める。